**平成３０年（フ）第４９０号**
千葉県市原市五井1866番地１　大石堂２号室
債務者　石川　　学
１　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成３０年（フ）第４９６号**
千葉県船橋市八木が谷２丁目43番５号
債務者　近藤　記子
１　決定年月日時　平成30年５月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成３０年（フ）第５１０号**
千葉県船橋市高根町2316番地２
債務者　平川　　夢（旧姓松本・椎橋）
１　決定年月日時　平成30年５月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成３０年（フ）第５２８号**
千葉市花見川区千種町236番地23　コーポ長谷川Ⅱ―102号
債務者　細川　友宏
１　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成３０年（フ）第５３６号**
千葉市若葉区千城台東１丁目25番10号　ドリームハイツ207号
債務者　本沢　　清
１　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成３０年（フ）第５３８号**
千葉県市川市欠真間２丁目29番25―207号（ジョイフル南行徳・明豊）
債務者　吉沢　竜二
１　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成３０年（フ）第５４３号**
千葉県市川市宝２丁目４番18号　（グリーンビレッジ105号）
債務者　杉原　由香
１　決定年月日時　平成30年５月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成３０年（フ）第５５３号**
千葉市中央区仁戸名町605番地　レオパレスファミリーのばら204号
債務者　斎藤　愛理
１　決定年月日時　平成30年５月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成３０年（フ）第５６４号**
千葉県船橋市習志野台１丁目４番10号　ドミトリーM―201号
債務者　武田　悠太（旧姓須藤）
１　決定年月日時　平成30年５月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成３０年（フ）第６２０号**
千葉県市原市山木52番地１　市営山木住宅２棟303号
債務者　遠藤　陽喜
１　決定年月日時　平成30年５月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成３０年（フ）第６３９号**
千葉県市川市富浜３丁目11番15号　（ローズアパートK24番館102号）
債務者　西山　　浩
１　決定年月日時　平成30年５月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成３０年（フ）第１６６号**
岐阜県各務原市鵜沼三ツ池町４丁目210番地６　（小川ハイツ　203号室）
債務者　小栗　千保（旧姓木村）
１　決定年月日時　平成30年６月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
岐阜地方裁判所

**平成３０年（フ）第９０号**
香川県さぬき市津田町津田914番地８
債務者　武田　宗大
１　決定年月日時　平成30年６月４日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

**平成２９年（フ）第３７５号**
高知市南万々69番地31　ハイツ森田Ⅱ―201号
債務者　岡﨑　久美
１　決定年月日時　平成30年６月４日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
高知地方裁判所破産係

**平成３０年（フ）第６０３号**
広島県広島市南区大須賀町20番６―1103号
債務者　小島　雅子
１　決定年月日時　平成30年５月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成３０年（フ）第６１６号**
福岡県春日市須玖南７丁目94番地　原口ハイツ101号
債務者　山本　貴子
１　決定年月日時　平成30年５月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部